

令和7年度答申第77号  
令和8年1月29日

諮詢番号 令和7年度諮詢第130号（令和7年12月26日諮詢）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

## 答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

## 結論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮詢に係る判断は、妥当である。

## 理由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練及び公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を同法2条で定める特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同法7条2項は、給付金の

支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) これを受けて、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）10条は、求職者支援法7条1項に規定する給付金は、職業訓練受講手当、通所手当及び寄宿手当とすると規定する。
- (3) 求職者支援規則11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定し、同項5号は、実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等にあっては、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数に一部のみを受講した日数（1実施日における訓練の部分の2分の1以上に相当する部分を受講した日に限る。）に2分の1を乗じて得た日数を加えた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和6年10月2日、公共職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、訓練期間は、同日から令和7年3月26日までであった。

（就職支援計画書、受講申込・事前審査書）

- (2) 審査請求人は、本件訓練を以下のとおり欠席した。

ア 令和6年11月11日、A公共職業安定所（以下「本件安定所」という。）の指定来所日及び労働金庫の手続を理由として遅刻し、2时限目を欠席した（同日、1时限目は本件訓練が実施されていない。）。

イ 同月29日、バスで眠って降り過ごしたことを理由として遅刻し、1时限目を欠席した。

（職業訓練受講給付金支給申請書（令和6年12月16日付け）、遅刻・早退・欠席・欠課届（同年11月12日付け及び同月29日付け））

- (3) 審査請求人は、令和6年12月16日付けで、処分庁に対し、本件訓練

に係る同年11月2日から同年12月1日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間といふ。」）について本件申請をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書（令和6年12月16日付け））

（4）処分庁は、令和6年12月16日付けで、本件申請に対し、「やむを得ない理由以外で求職者支援訓練等を欠席し、全ての実施日に出席していなかつたため」との理由を付して、本件不支給決定をした。

（職業訓練受講給付金不支給決定通知書）

（5）審査請求人は、令和7年1月29日、処分庁を経由して審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

（6）審査庁は、令和7年12月26日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮詢をした。

（諮詢書、諮詢説明書）

#### 4 審査請求人の主張の要旨

（1）本件不支給決定は違法不当なものであるから、本件不支給決定を取り消し、求職者支援制度自体の改定を行うとともに支給するべきものである。

（2）本件訓練においては、通所時間を含めて1日12時間から13時間かかるており、疲れて、バスを降り損ね、10分程度遅れたからといって、「欠席」したわけでもなく、「実施日に出席していなかつた」わけでもない。これに対し、1か月分の給付と通所手当を不支給にするという行為は非人道的であり、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の趣旨にそぐわない。遅刻の原因は、長時間に及ぶ訓練による疲労の蓄積にあり、故意又は怠慢によるものではない。

（3）弁明書2ページには「特に他の理由はない」と記載されているが、これは申請者（注：審査請求人）が「疾病・事故ではなく疲労による過失である」との意味合いの内容を職員が記載したにすぎず、職員による判断に誤りがある（原文ママ）。また、本件不支給決定の通知書には行政手続法（平成5年法律第88号）8条に基づく「理由の提示」が十分でなく、審査請求人に反論及び補足の機会が与えられていない。

（4）一度の不可抗力的な遅延を理由として本件不支給決定を行うことは、制度の目的から逸脱し、行政裁量の逸脱・濫用に該当する。

（5）憲法で保障されている生存権及び勤労権を侵害し、法の下の平等及び租税法律主義に反している。

(6) 以上のとおり、本件不支給決定は、事実認定の誤り、手続上の瑕疵、制度趣旨の逸脱による行政裁量の逸脱・濫用、憲法及び行政倫理に反する運用のいずれにも該当し、違法かつ不当な行政行為である。

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

1 求職者支援規則の規定を受けて、本件不支給決定当時の給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（「求職者支援制度業務取扱要領」の改正について（令和6年1月29日付け職発1129第1号、開発1129第2号厚生労働省職業安定局長・人材開発統括官連名通達）別添。同日施行。以下「求職者支援要領」という。）において規定されている。

実施日が特定されていない科目を含まない求職者支援訓練等の給付金の支給要件については、求職者支援要領10041（1）ホにおいて、求職者支援規則11条1項5号と同旨規定されている。

また、求職者支援要領10042（2）トにおいて、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」などと規定されており、求職者支援要領10042（2）チ（イ）から（二）までに示されている証明書類を必須の添付書類として求めて判断すると規定されている。

2 処分庁は、令和6年1月16日付けの職業訓練受講給付金支給申請書、同年1月12日及び同月29日付けの遅刻・早退・欠席・欠課届によって、審査請求人が認定職業訓練等を遅刻した日を以下のとおり確認した。

令和6年1月11日：指定来所日及び労働金庫での手続のため、2時間欠席。（証明書有り）

同月29日：バスで眠ってしまい、降り過ごしたため、1時間欠席。（証明書なし）

3 処分庁は、審査請求人に対し、令和6年1月29日の遅刻について、バスの降り過ごし以外に、体調不良等のやむを得ない理由があったかを確認したが、審査請求人からは「特に他の理由はない」と回答があった。

以上を踏まえ、処分庁は、同日の遅刻をやむを得ない理由がない欠席と判断し、本件申請に対して、求職者支援規則11条に定める給付金の支給要件を欠くことから、本件不支給決定を行った。

4 本件不支給決定に対して、審査請求人は、審査請求書において、疲れて、

バスを降り損ね、10分程度遅れたからといって、「欠席」したわけでもなく、「実施日に出席していなかった」わけでもない旨主張しているが、やむを得ない理由なく欠席（遅刻・欠課・早退）した場合（やむを得ない理由であって証明できない場合を含む。）、その支給単位期間に対する給付金が不支給になることは、「求職者支援制度・訓練受講のしおり－就職支援計画書の交付を受ける方へー」にも記載されており、遅刻であっても、不支給決定の理由になることは審査請求人も事前に認識できたものである。やむを得ない理由によらない認定職業訓練等への遅刻を原因とする給付金の不支給決定は、正当なものである。

- 5 審査請求人は、反論書において、「弁明書2ページには『特に他の理由はない』と記載されているが、これは申請者が『疾病・事故ではなく疲労による過失である』との意味合いの内容を職員が記載したにすぎず、職員による判断に誤りがある。したがって、これをもって『正当理由の不存在』と断定するのは明白な誤認である。」と主張しているが、本件審査請求において、審査請求人から令和6年1月29日の遅刻がやむを得ない理由によるものであることを証明する新たな資料は提出されておらず、本件不支給決定を取り消すべき理由はない。
- 6 審査請求人は、反論書において、本件不支給決定の通知書には行政手続法8条に基づく「理由の提示」が十分でなく、審査請求人に反論・補足の機会が与えられていない旨主張しているが、本件不支給決定の通知書には「やむを得ない理由以外で求職者支援訓練等を欠席し、全ての実施日に出席していなかったため」と記載されており、注意事項として審査請求等についても記載されている。また、処分庁は、審査請求人に対し、令和6年1月29日の遅刻について、体調不良等のやむを得ない理由の有無を確認している。以上から、手続上の瑕疵はない。
- 7 その他、審査請求人は、審査請求書及び反論書において、制度趣旨の逸脱等について主張しているが、処分庁の対応は法令及び求職者支援要領に則った対応であり、処分庁の一連の対応に行政上の裁量の逸脱があったとは認められず、審査請求人の生存権等を阻害するものではない。
- 8 以上により、処分庁が行った本件不支給決定は正当なものであり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮詢に至るまでの一連の手続について

下記3（1）で付言した点以外には、本件審査請求から本件諮詢に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件不支給決定の違法性又は不当性について

（1）上記第1の2（3）のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている（求職者支援規則11条1項5号本文）。

求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、また、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであって、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることからすれば、全ての訓練に出席することが当然の前提とされているものと考えられる。そうすると、給付金の支給要件に定める「認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること」とは、全ての実施日についてプログラムの開始から終了まで受講することを厳格に要求する趣旨であると解される。

その上で、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

これは、社会通念上「やむを得ない理由」によって欠席した場合にまで、全ての訓練実施日に出席していないとして給付金を不支給とすることは酷であることから、「やむを得ない理由」による欠席がある場合については8割以上の出席をもって出席要件を満たすこととしたものである。

そして、厚生労働省が、求職者支援規則11条1項5号ただし書の「やむを得ない理由」につき、求職者支援要領（10042（2）ト）において、「（イ）当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」等のほか、「（ヲ）上記（イ）～（ル）に準ずるものであって、社会通念上やむを得ないと認められる理由」を掲げていることに鑑みると、求職者支援要領に記載された具体的な理由は例示例挙であり、「やむを得ない理由」に該当するか否かは、社会通念に照らし、列挙された理由と同程度に、出席を求めることが酷と考えられる理由か否かによって判断するのが相当である。

（2）本件支給単位期間における訓練実施日数は18日であるところ、審査請求人は、令和6年11月11日の2時限目及び同月29日の1時限目をそ

れぞれ欠席（遅刻）している。

ア 上記欠席のうち、令和6年1月11日の欠席については、遅刻・早退・欠席・欠課届（同月12日付け）において、「上記以外のやむを得ない理由のため」にチェックがされ、具体的理由として「労働金庫手続」及び「ハローワーク指定日のため」と記載されている。

上記各理由は、求職者支援要領において、やむを得ない理由として例示されている（求職者支援要領10042（2）ト（ワ）及び（カ））ところ、同月11日が指定来所日であること及び審査請求人が本件安定所に来所したことが確認でき（就職支援計画書（第2面））、同日の欠席が労働金庫での融資の手続のためであったことを証明する書類（求職者支援資金融資申請証明書）が提出されているから、当該欠席は、やむを得ない理由によるものと認められる。

イ 一方、令和6年1月29日の欠席については、遅刻・早退・欠席・欠課届（同日付け）において、「その他の理由のため（やむを得ない理由以外）」にチェックがされ、具体的理由として「バスで眠ってしまい下り過ごしたため」（原文ママ）と記載されているところ、かかる理由は、社会通念に照らし、到底「やむを得ない理由」とは認められない。

審査請求人は、「弁明書2ページには『特に他の理由はない』と記載されているが、これは申請者が『疾病・事故ではなく疲労による過失である』との意味合いの内容を職員が記載したにすぎず、職員による判断に誤りがある」（原文ママ）と主張するところ、当該主張は、令和6年1月29日の欠席は疲労による体調不良であるから「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため」に当たり、やむを得ない理由による欠席であったとの趣旨とも解される。しかしながら、審査請求人から、上記「やむを得ない理由」を証明する書類（上記（2）及び求職者支援要領10042（2）ト及びチ参照）が提出されていないことは、一件記録からも明らかであることから、審査請求人の主張は採用することができない。

そして、他に「やむを得ない理由」をうかがわせる事実の主張も証明書類の提出もないから、審査請求人の令和6年1月29日の欠席は、やむを得ない理由によるものとは認められず、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講したとはいえない。

ウ したがって、審査請求人は給付金の支給に必要な求職者支援規則11

条1項5号の要件を満たしていない。

(3) 審査請求人は、本件不支給決定の通知書には行政手続法8条に基づく「理由の提示」が十分でなく、審査請求人に反論及び補足の機会が与えられていない旨主張するところ、本件不支給決定の通知書には、支給しない理由として、「やむを得ない理由以外で求職者支援訓練等を欠席し、全ての実施日に出席していなかったため」と記載されている。

行政庁が申請拒否処分をするときは、申請者に対してその理由を示さなければならぬ（行政手続法8条1項）と定める趣旨は、行政の恣意の抑制、慎重な判断の確保、当事者の不服申立ての便宜などにあるところ、本件不支給決定の通知書には、やむを得ない理由以外の欠席により全ての実施日には出席していなかった旨の理由が記載されているから、恣意的にされたものでないことが担保されるとともに、審査請求人においても、不服申立てにおいて、当該理由の記載を踏まえ、やむを得ない理由による欠席であったことを主張立証することが可能であり、不服申立てに支障を来すものとはいえない。したがって、本件の理由付記は、行政手続法の趣旨に反するものとはいえないから、違法又は不当なものとは認められない。

なお、審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれの主張も、上記の判断を左右しない。

### 3 付言

(1) 本件では、本件審査請求（令和7年1月29日）から審理員の指名（同年3月17日）までに1か月半以上の期間を要している。本件の審査請求書は、同年1月29日に処分庁に提出されたものであるが、処分庁は、審査請求書について、補正の手続を行った後、審査庁に送付し、審査庁が受け付けたのは同年3月6日であった。

しかし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）21条2項は、同条1項の規定により審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合において、処分庁等に審査請求書が提出されたときは、処分庁等は、直ちに、審査請求書を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならないと規定しているから、処分庁は、提出された審査請求書を、直ちに、審査庁に送付すべきであった。また、行政不服審査法23条は、審査請求書が同法19条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないと規定しているから、審査請求書に係る補正命令の権限は審査庁にあり、本件の審査請求書につい

ては、審査庁である厚生労働大臣が自ら補正の手続をすべきであった。

今後、審査庁においては、本件のような事態が再度発生することがないよう処分庁に周知徹底するとともに、処分庁においては、審査請求書の提出があった際の対応を行政不服審査法の定めに従って適切に行うようにされたい。

- (2) 本件不支給決定の通知書における理由付記について、本件支給単位期間においては、やむを得ない理由による欠席（令和6年11月11日）とやむを得ない理由以外の欠席（同月29日）があるのであるから、いずれの日の欠席がやむを得ない理由以外の欠席であったかを根拠法条とともに示すべきである。理由の記載方法として改善が求められる。
- (3) 審理員は、審理員意見書の第5の「1 審理員が認定した事実」において、「（1）（略）処分庁は、請求人に対し、寝過ごしてしまった当日、体調不良で服薬があった等やむを得ない理由があったかを口頭にて確認したところ、請求人は『特に他の理由はない。』と回答があった（弁明書）。」として、弁明書の記載を根拠に当該事実認定を行っているが、一件記録からは、上記口頭確認及び回答の具体的な内容は確認できない。

審理員は、弁明書の記載について裏付けとなる証拠書類の有無を確認する必要があったのであるから、審理員及び審査庁においては、このような調査検討の在り方を見直す必要がある。

#### 4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

委 員	田 澤	奈 津 子
委 員	下 井 康 史	
委 員	羽 田 淳	一